

能美市介護老人保健施設はまなすの丘 重要事項説明書

事業所名	能美市介護老人保健施設はまなすの丘		
事業所種類	介護老人保健施設	事業所番号：1752380285	
所在地	石川県能美市大浜町ム52番地18		
連絡先	TEL：0761-55-8855	FAX：0761-55-8860	メールアドレス： nomi-hamnasu@city.nomi.lg.jp
管理者	谷 卓		
事業の目的	介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的にした施設です。		
運営方針	①施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにすることと共にその者の居宅生活へのへの復帰を目指します。 ②施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供するように努めます。 ③施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。		
職員の職種・員数	医師1名(管理者兼務)、看護職員10名(専任7名、非専任3名)、介護職員20名(専任16名、非専任4名)、管理栄養士1名、介護支援専門員3名(兼務3名)、支援相談員2名(兼務2名)、作業療法士3名(専任2名、非専任1名)、その他の従業者4名		
職務内容	サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。 介護老人保健施設 短期療養介護(予防短期療養介護) 通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)		
勤務体制	日勤-医師、看護職員、介護職員、支援相談員、作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員 夜勤-看護職員1名、介護職員3名(日勤者の員数は曜日により変動します。)		
営業日・営業時間	①介護老人保健施設 ②通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)・営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日12月29日から1月3日までを除く。・営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。		
サービス内容	①施設サービス計画の立案 ②食事(食事場所は居室・居室前テーブル・2階ホールがあります)朝食7時30分～昼食12時00分～夕食18時00分～ ③入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入浴利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。) ④医学的管理・看護 ⑤介護(排泄介助・口腔ケア・余暇活動・外出外泊支援・退所時の支援など) ⑥リハビリテーション ⑦相談援助サービス ⑧栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理 ⑨行政手続代行 ⑩その他		
通常の事業実施地域	通所リハビリテーション(予防通所リハビリテーション)通常の実施区域は、能美市内		
緊急・事故発生時の対応方法	サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。 ①施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。 ②前項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。 協力医療機関：国民健康保険能美市立病院、協力歯科医療機関：北本歯科医院		
権利擁護・虐待防止	当施設は、利用者の人権を擁護し、虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。 ①虐待防止のための指針の整備 ②虐待防止に関する担当者としてリスクマネージャーを配置 ③成年後見制度の利用支援 ④職員が支援にあたっての悩みを相談できる体制の整備。職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備 ⑤虐待防止のための定期的な検討委員会の開催。又その結果の周知徹底 ⑥虐待防止のための定期的な研修会の実施 ⑦職員又は養護者(家族・親族・同居人等)による虐待を発見、又はその可能性を疑う場合、市町への速やかな通報		
ハラスメント対策	当施設は、職員の安全確保と安心して働き続ける労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け必要な措置を講じます。当施設において行われる優位的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為は組織として許しません。次に掲げる行為は職員、取引先業者、利用者及び身元引受人等が対象になります。 ①身体的な力を使って危害を及ぼす行為 ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為 当施設は、ハラスメント事案が発生した場合には、指針及びマニュアル等にて速やかに対応し、再発防止策を検討します。 当施設は、職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考えを周知するとともに、必要な研修を定期的実施します。 当施設は、ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じます。また、必要に応じ、約款に基づく利用の解除等の措置を講じます。		
身体的拘束等の適正化のための指針	当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長(当施設医師)が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設長(当施設医師)がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。		

苦情相談窓口	利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。 相談窓口（担当者）支援相談員（リスクマネージャー） 受付時間 平日の8時30分～17時00分 受付場所 1階事務所
利用料金	介護保険サービス費等の利用料金（別紙参照）
その他運営に関する事項	入所定員等 定員74名 短期療養介護（予防短期療養介護）含む。 療養室、個室・2人室・4人室 通所リハビリテーション（予防通所リハビリテーション）定員25名/日 ※一般入所利用には要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。 個人情報の利用目的 能美市介護老人保健施設はまなすの丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおりに定めます。 ①介護老人保健施設内部での利用目的 ②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的
その他の費用	日用品費、教養娯楽費、食費、居住費、電気使用料、文書料（一般診断書、各種証明書、死亡診断書等）等
サービス利用の留意点	施設利用に当たっての留意事項 ①施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。 ②面会の励行 ③飲酒・喫煙の制限 ③火気の取り扱いの禁止 ④設備・備品の利用の制限 ⑤所持品・備品等の持ち込み制限 ⑥金銭・貴重品の自己管理責任 ⑦利用期間中の施設外での受診時の届出 ⑧ペットの持ち込みの禁止 ⑨当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」禁止

令和7年4月1日改正

はまなすの丘入所費用の目安(強化型老健)1割負担の場合

令和6年8月1日

(従来型個室)

①介護保険適用分

(単位:円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保健施設サービス費(I)	788	863	928	985	1,040
夜勤職員配置加算	24	24	24	24	24
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)	51	51	51	51	51
サービス提供体制強化加算(I)	22	22	22	22	22
日額合計	885	960	1,025	1,082	1,137

②その他の料金

(単位:円)

居住費	1,728
食費	1,445
日用品費(CSセット)	190
教養娯楽費	20
日額合計	3,383

※教養娯楽費は実費 上記の表は平均的な金額です

※電気使用料:1日1点につき 30円

※上記の他に施設行事費、インフルエンザ予防接種のワクチン代の実費などの健康管理費等を利用料として徴収させて頂くことがあります

(単位:円)

月額合計(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護保険適用分×31日	27,435	29,760	31,775	33,542	35,247
介護職員処遇改善加算(III)	1,481	1,607	1,716	1,811	1,903
②その他の料金×31日	104,873	104,873	104,873	104,873	104,873
合計	133,789	136,240	138,364	140,226	142,023

※介護職員処遇改善加算(III)は介護保険適用分に1,000分の54を乗じて計算してあります

(多床室)

①介護保険適用分

(単位:円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保健施設サービス費(I)	871	947	1,014	1,072	1,125
夜勤職員配置加算	24	24	24	24	24
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)	51	51	51	51	51
サービス提供体制強化加算(I)	22	22	22	22	22
日額合計	968	1,044	1,111	1,169	1,222

②その他の料金

(単位:円)

居住費	437
食費	1,445
日用品費(CSセット)	190
教養娯楽費	20
日額合計	2,092

※従来型個室と同様

(単位:円)

月額合計(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護保険適用分×31日	30,008	32,364	34,441	36,239	37,882
介護職員処遇改善加算(III)	1,620	1,748	1,860	1,957	2,046
②その他の料金×31日	64,852	64,852	64,852	64,852	64,852
合計	96,480	98,964	101,153	103,048	104,780

※介護職員処遇改善加算(III)は介護保険適用分に1,000分の54を乗じて計算してあります

その他、主な加算(介護保険適用分)

(単位:円)

項目	金額	月額	備考
初期加算(II)	30/日	900	30日まで
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	258/日	5,160	3ヶ月まで(月平均20日)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	240/日	2,880	3ヶ月まで(月平均12日)
療養食加算	6/食	558	心臓病食や糖尿病食など
認知症専門ケア加算(II)	4/日	124	自立度Ⅲ～Mの対象者
協力医療機関連携加算(1)		100	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)		33	
経口維持加算(I)及び(II)		500	

※詳しい加算体制については重要事項説明書(別紙3)に掲載

※介護職員処遇改善加算(III)は介護保険適用分の総額に対して加算されます

『介護保険限度額認定証』を提示された場合

令和6年8月1日現在

第2段階

(従来型個室)

(単位:円)

月額合計(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険適用分×31日	27,435	29,760	31,775	33,542	35,247
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,481	1,607	1,716	1,811	1,903
その他の料金×31日	33,790	33,790	33,790	33,790	33,790
合計	62,706	65,157	67,281	69,143	70,940

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は介護保険適用分に1,000分の54を乗じて計算してあります

(多床室)

(単位:円)

月額合計(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険適用分×31日	30,008	32,364	34,441	36,239	37,882
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,620	1,748	1,860	1,957	2,046
その他の料金×31日	30,070	30,070	30,070	30,070	30,070
合計	61,698	64,182	66,371	68,266	69,998

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は介護保険適用分に1,000分の54を乗じて計算してあります

第3段階①

(従来型個室)

(単位:円)

月額合計(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護保険適用分×31日	27,435	29,760	31,775	33,542	35,247
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,481	1,607	1,716	1,811	1,903
②その他の料金×31日	67,270	67,270	67,270	67,270	67,270
合計	96,186	98,637	100,761	102,623	104,420

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は介護保険適用分に1,000分の54を乗じて計算してあります

(多床室)

(単位:円)

月額合計(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護保険適用分×31日	30,008	32,364	34,441	36,239	37,882
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,620	1,748	1,860	1,957	2,046
②その他の料金×31日	38,130	38,130	38,130	38,130	38,130
合計	69,758	72,242	74,431	76,326	78,058

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は介護保険適用分に1,000分の54を乗じて計算してあります

第3段階②

(従来型個室)

(単位:円)

月額合計(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護保険適用分×31日	27,435	29,760	31,775	33,542	35,247
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,481	1,607	1,716	1,811	1,903
②その他の料金×31日	89,280	89,280	89,280	89,280	89,280
合計	118,196	120,647	122,771	124,633	126,430

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は介護保険適用分に1,000分の54を乗じて計算してあります

(多床室)

(単位:円)

月額合計(31日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護保険適用分×31日	30,008	32,364	34,441	36,239	37,882
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,620	1,748	1,860	1,957	2,046
②その他の料金×31日	60,140	60,140	60,140	60,140	60,140
合計	91,768	94,252	96,441	98,336	100,068

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は介護保険適用分に1,000分の54を乗じて計算してあります

はまなすの丘 ショートステイ利用料金の目安(強化型老健)1割負担の場合

令和6年8月1日現在

(従来型個室)

(単位:円)

分類	項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険適用分	(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)	632	778	819	893	958	1017	1,074
	夜勤職員配置加算	24	24	24	24	24	24	24
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	51	51	51	51	51	51
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22	22	22	22	22	22
	※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	39	47	49	53	57	60	63
その他の料金	食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	居住費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
	日用品費(CSセット)	190	190	190	190	190	190	190
合計(月額)		4,131	4,285	4,328	4,406	4,475	4,537	4,597

(多床室)

(単位:円)

分類	項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険適用分	(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)	672	834	902	979	1,044	1,102	1,161
	夜勤職員配置加算	24	24	24	24	24	24	24
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	51	51	51	51	51	51
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22	22	22	22	22	22
	※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	41	50	53	58	61	64	67
その他の料金	食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	居住費	437	437	437	437	437	437	437
	日用品費(CSセット)	190	190	190	190	190	190	190
合計(月額)		2,882	3,053	3,124	3,206	3,274	3,335	3,397

※介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は介護保険適用分に1,000分の54を乗じて計算してあります。

ご利用者又はご家族の同意の上、下記の項目を実施した場合、上記の合計に加算されます

その他の加算(介護保険適用分)

(単位:円)

項目	金額	備考
療養食加算	8 / 食	心臓病食や糖尿病食など
送迎加算	184 / 日	片道につき
個別リハビリテーション実施加算	240 / 日	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 / 日	
重度療養管理加算	120 / 日	短期入所療養介護のみ
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 / 日	
緊急短期入所受入加算	90 / 日	短期入所療養介護のみ
若年性認知症利用者受入加算	120 / 日	

※介護職員処遇改善加算Ⅲは介護保険適用分の総額に対して加算されます

はまなすの丘 通所リハビリテーション利用料金の目安 1割負担の場合

令和6年6月1日現在

(介護予防通所リハビリテーション)

(単位:円)

分類	項目	要支援1	要支援2
介護保険 適用分	介護予防通所リハビリテーション費	2,268	4,228
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88	176
	科学的介護推進体制加算	40	40
	※介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	158	293
合計(月額)		2,554	4,737

※介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)は介護保険適用分に1,000分の66を乗じて計算してあります

分類	項目	金額
※その他の 料金	食費(おやつ代を含む)	575円
	日用品費	実費
合計(日額)		575円

※オムツ代は実費、延長料金は1時間につき800円です

ご利用者又はご家族同意の上、下記の項目を実施した場合、上記の合計に加算されます

その他の加算(介護保険適用分):

栄養改善加算	200 /月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 /月
退院時共同指導加算	600 /回
生活行為向上リハビリテーション実地加算	562 /月
若年性認知症利用者受入加算	240 /月

(通所リハビリテーション)

(単位:円)

分類	項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 適用分	※1)通所リハビリテーション費 (所要時間6時間以上7時間未満の 場合)	715	850	981	1,137	1,290
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22	22	22	22
	入浴介助加算(Ⅱ)の場合	60	60	60	60	60
	移行支援加算	12	12	12	12	12
	中重度者ケア体制加算	20	20	20	20	20
	※2)介護職員等処遇改善加算	55	64	72	83	93
※3)その他の 料金	食費(おやつ代を含む)	575	575	575	575	575
	日用品費	実費	実費	実費	実費	実費
合計(日額)		1,459	1,603	1,742	1,909	2,072

※1)事業所が送迎を行わない場合は片道につき47円引いた金額になります

※2)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)は介護保険適用分に1,000分の66を乗じて計算してあります

※3)オムツ代は実費、延長料金は1時間につき800円です

ご利用者又はご家族同意の上、下記の項目を実施した場合、上記の合計に加算されます

その他の主な加算(介護保険適用分):

リハビリテーションマネジメント加算イ※同意月から6月以内	560 /月
リハビリテーションマネジメント加算イ※同意月から6月超え	240 /月
リハビリテーションマネジメント加算ロ※同意月から6月以内	593 /月
リハビリテーションマネジメント加算ロ※同意月から6月超え	273 /月
リハビリテーションマネジメント加算ハ※同意月から6月以内	793 /月
リハビリテーションマネジメント加算ハ※同意月から6月超え	473 /月
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し利用者の同意を得た場合	270 /月
入浴介助加算(Ⅰ)	40 /日
入浴介助加算(Ⅱ)	60 /日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 /日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 /日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1,920 /月
退院時共同指導加算	600 /回
科学的介護推進体制加算	40 /月
生活行為向上リハビリテーション実施加算 ※開始月から6月	1,250 /月
栄養改善加算	200 /回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 /回